

伊勢崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第2号

伊勢崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市総合計画審議会条例（平成17年伊勢崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「25人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

## 伊勢崎市条例第 3 号

### 伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 6 許可申請等手数料の部の表中 42 の項を 44 の項とし、37 の項から 41 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 36 の項中「建築物に関する特例」を「建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に関する特例」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項を同表 38 の項とし、同表 35 の項中「建築物に関する特例」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に関する特例」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項を同表 37 の項とし、同表 34 の項中「建築の認定」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同項を同表 36 の項とし、同表 33 の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表 35 の項とし、同表中 32 の項を 34 の項とし、同表 31 の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表 33 の項とし、同表中 30 の項を 32 の項とし、17 の項から 29 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 16 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 4 項各号」に改め、同項を同表 18 の項とし、同表 15 の項を同表 16 の項とし、同項の次に次のように加える。

17 法第 55 条第 3 項の規定により建築物の高さに 関する特例の許可を申請する者	160,000 円
--	-----------

別表第 3 の 6 許可申請等手数料の部の表中 14 の項を 15 の項とし、11 の項から 13 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、10 の項の次に次のように加える。

11 法第 52 条第 6 項第 3 号の規定により建築物の 容積率に関する特例の認定を申請する者	27,000 円
--	----------

別表第 7 の 1 の項中

「

(2) 共同住宅（長屋を含む。以下この表において同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住戸の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合  
当該申請に係る住戸の数が次の表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

を

「

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合計額

ア 住棟内の住戸の数が次の表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

に

改め、同項(2)中

「

イ 住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合  
基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I第2の2の2-2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅（以下この表において「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。）にあつては(7)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額

を

(7) 住棟内の住戸の数がアの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(4) 共用部分の床面積の合計が次の表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

「

」

イ 共用部分の床面積の合計が次の表の左欄に掲げる床面積の区分の  
いずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額  
に  
」

改め、同項(2)ウを削り、同項(3)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項(3)ア中「住宅」を「住宅の部分」に改め、同項(3)ウ中「住宅及び建築物」を「住宅以外の部分」に改め、「33,000円に、」及び「を加えた額」を削り、同項(4)を次のように改める。

(4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物（住宅の部分が共同住宅等であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額

ア 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 (2)に規定する額

イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合  
次に掲げる額の合算額

(7) 建築物内の住戸の数が(2)アの表の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(8) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が(2)イの表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(9) 住宅以外の部分（住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。ウにおいて同じ。）の床面積の合計が(3)イの表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が(3)イの表の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

別表第8の1の項(1)中「第1条第1項第1号イに規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に、「に係る基準が適用される建築物」を「が適用される建築物」に改め、同項(2)中「消費性能

基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表 2 の項中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表 3 の項(1)中

「

同表の第 2 欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
200平方メートル未満	33,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	5,000円

を

「

省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下この表において「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この表において「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

床面積	誘導性能基準等が適用される場合の金額	誘導仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
200平方メートル未満	33,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	19,000円	5,000円

に

改め、同項(2)を次のように改める。

- (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。）

誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等（以下この表において「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。）にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が次の表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

戸数	誘導性能基準等が適用される場合の金額	誘導仕様基準が適用される場合の金額	適合証を添付した場合の金額
1戸以上4戸以下	65,000円	31,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	54,000円	19,000円
16戸以上45戸以下	183,000円	97,000円	42,000円
46戸以上	262,000円	146,000円	75,000円

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が次の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
300平方メートル未満	65,000円	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル	108,000円	19,000円

ル未満		
2,000平方メートル以上	183,000円	42,000円
5,000平方メートル未満		
5,000平方メートル以上	262,000円	75,000円

別表第8の3の項(3)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項(3)ア中「住宅について」を「住宅部分について」に、「住宅の床面積の合計が(1)の表の第1欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額」を「(1)に規定する額」に改め、同項(3)イ中「又は住宅及び建築物について」を削り、同項(3)イ(7)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄」に改め、同項(3)イ(4)中「第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項(3)イの次に次のように加える。

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(4)の規定の例により算出した額

別表第8の3の項(4)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項(4)ア中「住戸について」を「住宅部分について」に、「住戸の数が(2)アの表の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額」を「(2)に規定する額」に改め、同項(4)イ中「又は住戸及び建築物について」を削り、「住宅部分」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分」に、「それ」を「それら」に改め、同項(4)イ(7)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄」に改め、同項(4)イ(4)中「(2)イ(4)」を「(2)イ」に改め、同項(4)イ(5)中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項(4)イの次に次のように加える。

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ

㊦の規定の例により算出した額

別表第8の3の項(5)中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表5の項中「同項(1)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(2)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)ア及びイ(7)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)イ(4)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(4)ア並びにイ(7)及び(4)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(4)イ(7)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と」を「同項(1)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(2)ア中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(2)イ中「第2欄」とあるのは「第3欄」と、同項(3)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(4)イ(7)及び(4)中「第2欄」又は「第3欄」とあるのは「第4欄」と、同項(4)イ(4)中「第2欄」とあるのは「第3欄」と」に改め、同表6の項中「第35条第2項」の次に「(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表7の項(1)中「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に改め、同項(2)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項(2)ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この表において「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に、「フロア入力法に係る基準及び」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準及び」に改め、同項(2)イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に改め、同項(3)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項(3)ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同項(3)イ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項(4)中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項(4)ア及びイ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基



準」に改め、同項(4)ウ及び(5)中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第4号

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る被保険者から適用し、同日前までの出産に係る被保険者については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

## 伊勢崎市条例第 5 号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年伊勢崎市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、  
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の  
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課  
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、  
職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する  
事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、  
当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると  
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連  
携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について  
周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に  
応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第 7 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組  
等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利  
用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握するこ  
とができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごと  
に、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

---

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第6号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

## 一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーそ

の他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

---

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市条例第7号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に

改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第6項中「「行わない」と」の次に「、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と」を、「前項中」の次に「「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第53条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊勢崎市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

（伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

（伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（令和3年伊勢崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例第3条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定中「総所得金額」を「公的年金等」及び「同法第35条第2項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、



公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市福祉作業所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第10号

伊勢崎市福祉作業所条例の一部を改正する条例

伊勢崎市福祉作業所条例（平成17年伊勢崎市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢崎市みなみ福祉作業所の項を削る。

第3条第1項中「、伊勢崎市みなみ福祉作業所」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例戦後、日本の目覚ましい発展を支えてきた方々は高齢者となり、人口減少とあいまって少子高齢化が顕著になってきた。伊勢崎市においても、市町村合併を成し遂げ、経済や社会の健全な発展を支えてきた方々の高齢化は例外でない。少子高齢化は、将来の労働人口の減少、社会保障費の増大、地域社会の衰退など、様々な観点から社会問題となっている喫緊の課題であり、国や群馬県と共に、解決に向けて長期的な視点を持ちながら、着実に実効性のある施策を粘り強く進める必要がある。

そうした中で、平均寿命はもちろん健康寿命も大きく伸び、人生100年時代の到来が言われている。高齢者の人生設計に対する考え方が変化する中で、単に年齢による区別でなく、個人の希望と適性に合った生活を送ることができる社会を目指す必要がある。また、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現のためには、多様な就労の確保、社会参加のための環境整備、健康寿命の更なる延伸のための取組、医療・福祉サービスの充実及びデジタルトランスフォーメーションの活用によって高齢者の活躍の場を一層広げる必要がある。

伊勢崎市は、地域における連携の下で、世代を超え、多様な市民が共に暮らせる社会を構築し、持続可能な地方都市として発展するために、様々な主体と連携し、高齢者がより長く元気に活躍できる社会の実現を推進することを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、又は在学する者をいう。

(2) 事業者 市の区域内において商業、工業その他の事業を営むものをいう。

(3) 地域活動団体 ボランティア団体、民間非営利組織、自治会その他の地域組織及びグループをいう。

(基本理念)

第3条 高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進は、市、市民、事業者及び地域活動団体の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

(1) 創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること。

(2) 高齢者が地域社会の担い手として誇りと生きがいを感じながら、その希望と適性に合った活動に取り組むことができる環境の形成に寄与すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について理解を深め、市による高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び地域活動団体の役割)

第6条 事業者及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が生き生きと活躍できる機会の提供その他高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に寄与する取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 事業者及び地域活動団体は、市が実施する高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(活躍の機会の確保等)

第7条 市は、事業者及び地域活動団体と連携し、高齢者が生き生きと活躍できるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した知識及び技能を最大限に発揮して活躍できる機会の確保その他必要な施策を推進するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について市民の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

## 伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例  
(平成25年伊勢崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条・第2条」を「第1条—第2条の2」に、「歩道等」を「歩  
道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断  
施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自  
動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に、「第6章 移動等円滑化のた  
めに必要なその他の施設等(第31条—第34条)」を「第6章 旅客特定車  
両停留施設の構造(第31条—第41条)」に、「第7章 移動等円滑  
化のために必要なその他の施設等(第42条—第45条)」に改める。

第2条中「第38号」の次に「。以下「構造条例」という。」を加え、同条  
第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道  
路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「除雪  
のために必要な幅員」の次に「又は構造条例第44条第1項の歩行者の滞留の  
用に供する部分の幅員」を加え、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備  
については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」  
に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道  
路」を加える。

第4条第1項及び第2項中「伊勢崎市道路構造条例」を「構造条例」に改め、  
同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「い  
う。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自  
転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩  
行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項

を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条第1項及び第2項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第13条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「いること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「から籠内が」を「にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第14条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第10号中「踏幅」を「踏み幅」に改める。

第15条第2号から第5号まで及び第7号中「踏段」を「踏み段」に改める。

第17条第11号中「踏幅」を「踏み幅」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第45条とする。

第33条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第44条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれ

のある場合は、この限りでない。

- 3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第32条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第43条とする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第13条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第40条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第31条に次の4項を加え、同条を第42条とする。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第31条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、

移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

## 第6章 旅客特定車両停留施設の構造 (通路)

第31条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター



(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもつてこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第33条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第34条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第32条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第33条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第13条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第34条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りに

くい仕上げとすること。

3 第14条第3号から第5号まで及び第7号から第9号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとするこ  
とができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第15条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第36条 第17条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第37条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第38条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第39条 第28条から第30条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第29条第1項第1号中「第23条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第23条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第40条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第31条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
    - ㊦ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
    - ㊧ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第41条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中ノをハとし、コからネまでをサからノまでとし、ケの

次に次のように加える。

コ 消化器外科

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 5 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 中「(市たばこ税、特別土地保有税及び入湯税に係る徴収金を除く。)」を削る。

第 4 6 条第 1 項中「第 5 号の 1 5 様式」の次に「又は第 5 号の 1 5 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 4 8 条第 1 項及び第 5 項中「第 2 2 号の 4 様式」の次に「又は第 2 2 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 5 0 条第 1 項中「第 2 2 号の 4 様式」の次に「又は第 2 2 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 9 8 条第 1 項及び第 5 項並びに第 1 0 1 条第 1 項中「第 3 4 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 3 4 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 0 条中「、第 6 3 条又は第 6 4 条の規定」を「又は第 6 3 条の規定」に、「、第 6 3 条又は第 6 4 条」を「若しくは第 6 3 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号

ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項を削る。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則中第15条の2を削り、第15条の2の2を第15条の2とし、第15条の2の3を第15条の2の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)



第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢崎市条例第16号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第18項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

-----

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第17号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。